

< 都市住民等との交流の実践を目標としている事例 >

## 棚田オーナー制度、体験農園の開設

### 1. 集落協定の概要

市町村・協定名	ぎふけんかもぐんやおつちようあかなぎ 岐阜県加茂郡八百津町赤 雑			
協 定 面 積 6.8 ha	田(100%) 水稲・野菜	畑	草地	採草放牧地
交 付 金 額 1 4 3 万円	個人配分			50.0%
	共同取組活動 (50%)	農地、農道、水路及び河川の草刈り並びに管理		26.8%
		多面的機能の増進(ホタル保護・オーナー制度等)		21.8%
		電気柵・防護ネットの設置		1.4%
協 定 参 加 者	農業者 42人、非農業者 3人			

### 2. 取組に至る経緯

本集落は、八百津町の北西部の山間地に位置し、過疎化・高齢化が進む地域であるため、農地の耕作放棄や荒廃が懸念されていた。そこで平成18年度から中山間地域等直接支払制度を取り入れ農地の保全に努めている。

### 3. 取組の内容

活動としては、転作田に永年作物・景観作物の作付けや農作業の委託を図っている。体験農園を開設し、棚田オーナー制度の受け入れを積極的に行っている。

また、鳥獣害防止施設、草刈り、水路・農道等の管理、河川の清掃・浄化と農薬を軽減し、ホタルの保護活動にも取り組んでいる。



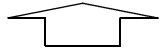
棚田オーナーによる田植え



棚田オーナーによる稲刈り

**[ 集落の将来像 ]**

耕作放棄地が生じた場合は、集落の農業者又は赤蕨棚田を守る会が農地の管理を行う。  
 担い手確保が難しい場合は、集落の農業者又は赤蕨棚田を守る会へ農作業の委託を図る。  
 耕作放棄地を生じた場合は、集落の農業者又は赤蕨棚田を守る会へ農作業の委託を行う。  
 担い手確保が難しい場合は、集落の農業者又は赤蕨棚田を守る会へ農作業の委託を行う。  
 耕作放棄地を生じた場合は、集落の農業者又は赤蕨棚田を守る会へ農作業の委託を行う。



**[ 将来像を実現するための活動目標 ]**

集落として、農地保全や河川等の自然環境を守るため、共同活動を続けていく。また、棚田オーナー制度を継続し受け入れ農家の若返りを図り、オーナーの数も増やしていく。  
 山菜の研究に努め、数種の実験を行い、地元特産になるものを見いだす。

**活動内容**

**農業生産活動等**

農地の耕作・管理  
 (田6.8ha)  
 個別対応

水路・農道の管理  
 ・水路 0.5km、年2回  
 清掃 草刈り  
 ・農道 0.5km、年1回  
 草刈り  
 共同取組活動

電気柵等の設置  
 ・電気柵 2.0km  
 共同取組活動

**多面的機能の増進活動**

周辺林地の草刈り  
 (0.1ha、年1回)  
 共同取組活動

景観作物の作付け  
 (景観作物としてれんげを0.1ha作付けた。)  
 共同取組活動

ホタルの保護活動  
 (カワニナの放流)  
 共同取組活動

**農業生産活動の体制整備**

担い手への農作業の委託  
 (集落の農業者に農作業を0.1ha委託、目標0.8ha)  
 個別対応

都市住民との交流  
 (棚田オーナー制度、体験農園を実施、目標10組)  
 共同取組活動

多面的機能の持続的発揮に向けた  
 非農家・他集落との連携  
 ・非農家3名を含む地域内環境  
 整備活動を実施  
 共同取組活動



**集落外との連携**

北山集落と連携し、棚田オーナー制度を実施する。

**4. 取組による変化と今後の課題等**

中山間地域等直接支払制度を実施することにより、集落で共同活動を実施されることにより、農地の保全や景観・自然を守る意識が芽生えた。

今後は、更に高齢化が進み農地管理が厳しくなると思われるため、集落の組織強化を図り、集落全体で地域を守る体制を維持していくことが望まれる。

**[平成20年度までの主な効果]**

- 担い手への利用集積による体質強化  
 (目標0.8ha、実績1.1ha)
- 都市住民等との交流による地域活性化  
 (目標10組、実績11組)
- ホタルの保護活動  
 (河川の清掃、減農薬栽培を実施し、カワニナの養殖と放流)